

障がい福祉サービス 重要事項説明書

1. 事業者（法人）

事業者名称	ひろしま農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 田中 義彦
事業者所在地	広島県東広島市西条栄町 10 番 35 号
法人連絡先	生活支援部 TEL082-422-9578 FAX082-421-8601
法人設立日	令和5年4月1日

2. 事業の目的と運営方針

障がい者総合支援法の理念に基づき、障がい者（障がい児）が自立した生活を送れるよう、介護福祉士又は訪問介護員が障がいを有する利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業の運営に当たっては、市町、地域の保健・医療・福祉サービス事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 概要

(1) 事業所の種類・指定番号及びサービス提供地域

事業所名	J Aひろしま安芸高田訪問介護事業所
所在地	広島県安芸高田市美土里町横田 1476-3
連絡先	TEL0826-54-0302 FAX0826-54-0305
管理者氏名	波村 祥代
障害福祉サービス事業所番号	安芸高田市 第3413650080号
通常の事業実施地域	安芸高田市、北広島町（川戸、蔵迫、有間、寺原、舞綱、中山、惣森、川東、川井、新氏神、壬生、川西、丁保余原、新郷、南方、木次、石井谷、本地、春木、古保利、有田、後有田、今田、宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津、大塚）

(2) 当法人の併せて実施する事業

広島北部福祉センター

種類	事業所名	介護保険事業所番号
居宅介護支援	J Aひろしま安芸高田居宅介護支援事業所	3473600843

訪問介護	J Aひろしま安芸高田訪問介護事業所	3 4 7 3 6 0 0 9 2 6
------	--------------------	---------------------

(3) 職員体制

	職員数
管 理 者	1 人（兼務）
サービス提供責任者	2 人以上（兼務）
訪 問 介 護 員	2.5 人以上（兼務）

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日（12/31～1/3 を除く）
営 業 時 間	午前 8 時～午後 8 時 ただし、利用者の希望により 24 時間対応 窓口開設時間は、月～日曜の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
緊急連絡先	TEL 0 8 2 6 - 5 4 - 0 3 0 2 転送電話等により 24 時間連絡可能

(5) サービス内容

居 宅 介 護	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害により常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助等を総合的に行います。

- ① 事業者は、基幹相談支援センターが作成する「サービス利用計画案」に基づき、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「訪問介護計画書」を作成し、利用者又はその家族等に説明し、同意を得て交付します。
- ② サービスの提供に当たっては、「訪問介護計画書」に沿って、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を提供します。
- ③ 「訪問介護計画書」作成後、実施状況の把握を行い、利用者又はその家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。
- ④ サービス内容の変更については、基幹相談支援センターに相談します。
- ⑤ 複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。
- ⑥ 買物支援を行う場合は、「サービス提供記録書」に記入し確認のサインを頂きます。

(6) 記録の整備

- ① 事業所はサービスを提供した際、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書

面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けます。

- ② 事業所は「サービス提供記録書」、又その他の記録について、サービス完結の日から**5年間**は適正に保管し、利用者又はその家族等の求めに応じて閲覧に供し、また実費負担によりその写しを交付します。
- ③ 事業者は、苦情や事故の記録等を作成し保管します。

(7) 日用品等の使用

サービスの提供のために必要な食材、調味料、電気、水道、ガス等は、無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所や病院・関係機関に連絡する場合や、緊急やむを得ない場合には、電話も使用させていただきます。

4. サービス利用基本料及び利用者負担

(1) 利用者負担金は、障害者総合支援法で定める**別紙料金表**に記載する介護給付費の1割もしくは、上限月額管理結果の額を負担していただきます。市町から事業者が代理受領しますので、利用者は受給者証の記載内容に基づき市町が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。（利用者負担金は法改正等により変更になることがあります。）

(2) 契約支給量超過の場合

支給決定された支給量を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(3) 利用料金は月末締切で、口座振替依頼書により翌月引落をさせていただきます。

当 J A 口座・・・15日引落

(指定日が金融機関の休業日の場合は翌営業日の引落となります。)

やむをえず、認定前にサービスを受けたい場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町から介護給付費を受けとることになります。

5. キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用を中止する場合は、出来るだけ利用日前日の17時までに連絡してください。

キャンセルの連絡先	電話番号 0826-54-0302
-----------	-------------------

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合にはキャンセル料を申し受ける場合があります。キャンセル料は下記のとおりです。

利用日の前日17時までの連絡	無料
利用日前日17時以降・当日の連絡	利用料100% (介護保険の対象外)

※ 利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない場合にはキャンセル料は不要です。

6. 交通費

通常の事業実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合にはサービスの提供に際し、実施地域を超えた地点から1km当たり20円を負担していただきます。

7. 利用者からの相談または苦情への対応

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	J Aひろしま安芸高田訪問介護事業所
担当者	管理者：波村祥代
電話番号	0826-54-0302
対応時間	午前8時30分から午後5時まで

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方法

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、管理者が事実確認を行います。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し検討の結果及び具体的な回答を苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

(3) 苦情に対する再発防止の対応

従業者は苦情内容を正確に確認するとともに、内部研修を実施し再発防止に努めます。

(4) 外部苦情相談窓口

安芸高田市役所 (社会福祉課)	電話番号	0826-42-5615
	利用時間	月～金曜日(祝日を除く)9:00～17:00
北広島町役場 (福祉課)	電話番号	0826-72-7352
	利用時間	月～金曜日(祝日を除く)8:30～17:15
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	電話番号	082-254-3419
	利用時間	月～金曜日(祝日を除く)8:30～17:15

8. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

内 容	有・無	実施の時期	結果の開示
利用者アンケート調査、利用者及びその家族等の意見を把握する取り組みの状況	有	年1回	有
第三者による評価の状況	無	無	無

9. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、基幹相談支援センター、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (1) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償の対応に当たります。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由に寄らない場合には、この限りではありません。
- (3) 事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

10. 緊急時の対応

事業者はサービスの提供中に、利用者の身体に急変が生じた際や、その他必要な場合には速やかに主治の医師、利用者の家族、基幹相談支援センターへ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11. 秘密の保持

事業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- (2) 利用者又はその家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

12. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

13. 自然災害時における従業者の安全確保

事業者は、自然災害時における従業者の安全確保のため、事業を休止する場合があります。

- (1) 業務継続計画に基づき管理者の指示を仰ぎます。
- (2) 利用者の居住地に警戒レベル4「避難指示」が発令された場合には、状況により自宅への訪問を中止させていただく場合があります。
- (3) 事業所のサービス提供地域の自然災害（台風・大雨・洪水・大雪・地震等）の状況により、大きな被害が予測される場合は、やむを得ずサービスを中止させていただく場合があります。また、上記以外の場合においても事業を休止する場合があります。

14. 衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、感染症が発生した際

の予防及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。また、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 従業者又は利用者及びその家族等が感染症等を発症し（または発症する可能性がある場合）、伝染する恐れがある等、利用者に不利な状況を与えらると思われる場合には、相談により訪問予定を変更させて頂くか、訪問を中止させて頂く場合があります。

15. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町等へ通報します。
- (6) 虐待防止の措置を講じるための責任者を配置します。

虐待の防止に関する責任者	管理者：波村祥代
--------------	----------

16. 身体的拘束等の禁止

事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家事国十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の新進状況、緊急やむを得ない理由について記録します。

17. ハラスメントの防止

事業者の従業者間及び利用者又はその家族等と従業者間におけるハラスメントの防止等のため、下記の対策を講じます。

- (1) 従業者に対し、JAひろしまハラスメント防止要領の周知・啓発を行います。
- (2) ハラスメントを行わない・被害にあわないための研修を実施します。
- (3) 利用者及びその家族等、又は従業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。
- (4) ハラスメント被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、ハラスメント行為者に対して1人で対応させない等）を行います。
- (5) 利用者又はその家族等から当事業者の従業者に対し、カスタマーハラスメント等の著

しい不信行為が認められた場合には利用契約を解除する場合があります。(JAひろしまカスタマーハラスメント対応要領による。)

- 例 *
- * 暴言・・・大声で怒鳴る・侮辱的な発言・人格を否定する発言等
 - * 暴力・・・殴る・蹴る・たたく・物を投げる等
 - * セクシャルハラスメント・・・必要もなく身体に触る・待ち伏せする
意に沿わず執拗に誘う・性的な内容の発言等
 - * その他、時間的拘束・威嚇・脅迫・理不尽な要求・誹謗中傷等

18. 従業員の禁止行為

サービスの提供に当たり、事業者は「訪問介護計画書」に沿ってサービスを提供します。利用者は計画以外の業務や、従業員として適当でない業務を事業所に依頼する事はできません。また、次のような行為は行うことができません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者及びその家族等との金品等の授受
- (3) 利用者及びその家族等の年金等預貯金の取扱い
- (4) 利用者の家族等(同居者含む)に対するサービスの提供
- (5) 日常生活を営むのに支障がないと判断される行為
- (6) 日常的に行われる家事の範囲を超えた行為

19. 利用に当たっての注意事項

サービスの提供の際、事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 従業員が調理したものは長時間保存せず、出来るだけ早めにお召し上がりください。
- (2) サービスの提供中は貴重品等収納していただくようお願いいたします。
- (3) 宗教・政治・営利等の活動を含め、迷惑と判断される行為は禁止とさせていただきます。
- (4) 事業者・従業員に対する贈り物や飲食物等のもてなしは遠慮させていただきます。

○ 緊急時及び事故発生時の連絡先

	主治の医師	病 院 名	
	(かかりつけ医)	電 話 番 号	
第一 通 報	家族等 続柄 ()	住 所	
		氏 名	
		電 話 番 号	
第二 通 報	家族等 続柄 ()	住 所	
		氏 名	
		電 話 番 号	

障がい福祉サービスの提供に当たり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業所が署名の上、各自1通を保有します。

令和 年 月 日

事業所名 JAひろしま安芸高田訪問介護事業所

所在地 広島県安芸高田市美土里町横田 1476-3

管理者 波 村 祥 代

説明者 _____

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、障がい福祉サービスの利用開始に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

(続柄: _____)

<障がい福祉サービス>料金表・利用者負担額 令和8年6月改定

①居宅介護

区分	所要時間	基本部分	
		サービス利用料金	利用者負担額（サービス利用料金の1割）
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
特定事業所加算Ⅱ		所定金額×10.0%	
特別地域加算		所定金額×15.0%	
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅰロ）		所定金額の合計×45.6%	

②重度訪問介護

所要時間	基本部分		障害支援区分6に 該当する場合
	サービス利用料金	利用者負担額	
1時間未満	1,860円	186円	+8.5/100
1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円	
1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円	
2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円	
2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円	
3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円	
3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円	
特定事業所加算Ⅱ		所定金額×10%	
特別地域加算		所定金額×15%	
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅰロ）		所定金額の合計×38.2%	

○その他加算

加 算 名	加 算 割 合	算 定 要 件
初回加算	200 単位/月	新規に訪問介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回又は初回訪問の属する月に、自ら居宅介護・重度訪問介護を行った場合、若しくは他の訪問介護員等が居宅介護・重度訪問介護を行う際に同行訪問した場合。
緊急時対応加算 (月 2 回まで)	100 単位/回	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がサービス調整を行い、訪問介護計画等のない居宅介護（身体介護）を 24 時間以内に訪問介護員等が行った場合。
	50 単位/回	地域生活支援拠点によって緊急時対応を行った場合。
夜間・早朝加算	所定金額の 25%	夜間（18：00～20：00）、早朝（6：00～8：00）の時間帯にサービス提供を行った場合。
二人対応加算	所定金額の 200%	利用者の状態により、訪問介護員が二人で対応した場合。